

吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

(目的)

第1条 この要項は、本市にふるさと納税を行った市外在住の寄附者に対し、返礼品として物品又は役務（以下「返礼品」という。）を提供するに当たり、寄附者への返礼品を提供できる事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の要件)

第2条 返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等のいずれかを有し、市内で生産、製造、加工又は役務の提供（販売・体験の機会の提供を含む。）を行っている法人その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。
- (2) 地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条に定める基準をいう。以下「地場産品基準」という。）に適合する返礼品を提供できる事業者であること。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、仕入れ、販売又は役務の提供を行っていること。
- (4) 市がふるさと納税の運營業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）と寄附管理システム（以下「ふるさと納税 do」という。）を利用し、返礼品の受注管理が可能であること。
- (5) 返礼品の提供に係る問合せ、クレーム、損害賠償請求等に適切かつ誠実な対応が可能であり、かつ、その対応について委託事業者に速やかに報告ができること。
- (6) 吉野川市暴力団排除条例（令和元年吉野川市条例第44号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(返礼品提供事業者の登録、変更及び廃止の届出)

第3条 返礼品提供事業者の登録を受けようとする者は、吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 返礼品提供事業者は、登録した内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、変更を決定したときは、吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録決定（却下）通知書により、廃止を決定したときは、吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録廃止決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(返礼品の提供等に関する契約)

第4条 市と返礼品提供事業者は、返礼品の提供等について、吉野川市ふるさと納税返礼品の提供等に関する契約書を締結するものとする。

2 前項の契約書については、別に定めるところによる。

(返礼品の登録要件)

第5条 返礼品のうち物品の登録は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地場産品基準に適合するものであること。
- (2) 本市の魅力をPRし、市の産業又は観光の振興に寄与するものであること。
- (3) 市内で生産、製造、加工又は原材料の主要な部分に市内の原材料を使用しているものであること。
- (4) 品質及び数量において、安定して供給できる体制を整備していること（あらかじめ期間及び数量を示して供給するものを除く。）。
- (5) 食品については、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、要冷蔵でかつ賞味期限が短い商品についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認し、調整等を行うこと。
- (6) ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する写真や文章を提供すること。
- (7) 委託事業者が指定した配送事業者による配送に、原則対応したものであること。
- (8) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法規を遵守しているものであること。

2 返礼品のうち役務の提供の登録は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地場産品基準を満たすものであること。
- (2) 本市の魅力をPRし、市の産業又は観光の振興に寄与するものであること。

(返礼品の登録及び変更の届出)

第6条 返礼品提供事業者は、返礼品を登録しようとするときは、吉野川市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業者、商品等のパンフレット及び写真
- (2) 返礼品を配送する際に同封するパンフレット等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請あったときは、その内容を審査し、吉野川市ふるさと納税返礼品登録決定（却下）通知書（様式第6号）により返礼品提供事業者に通知するものとする。

3 返礼品提供事業者は、登録した返礼品の内容を変更しようとするときは、吉野川市ふるさと納税返礼品登録内容変更届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、変更を決定したときは、吉野川市ふるさと納税返礼品登録決定（却下）通知書により返礼品提供事業者に通知するものとする。

(返礼品の廃止の届出)

第7条 返礼品提供事業者は、登録した返礼品を廃止しようとするときは、吉野川市ふるさと

と納税返礼品登録廃止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出あったときは、その内容を審査し、吉野川市ふるさと納税返礼品登録廃止決定通知書（様式第9号）により返礼品提供事業者に通知するものとする。

（寄附金額）

第8条 寄附金額については、返礼品の代金が寄附金額の3割以下の範囲内となるよう、返礼品提供事業者と協議を行い、市が定める。

（実地調査等）

第9条 市長は、返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認めるときは、返礼品提供事業者に対して、返礼品の業務の実施状況その他必要な事項について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（返礼品提供事業者及び返礼品の登録の取消し）

第10条 市長は、返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく登録を取り消すものとし、返礼品提供事業者が提供する返礼品の登録も取り消すものとする。

- （1） 第2条の要件に該当しなくなつたと認められるとき。
- （2） 虚偽又は不正な手段により返礼品提供事業者の登録を受けたとき。
- （3） その他市長が返礼品提供事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、取り消したときは、吉野川市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録取消通知書（様式第10号）により返礼品提供事業者に通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 返礼品提供事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。

2 返礼品提供事業者は、寄附者の個人情報を返礼品の送付以外の目的に使用しないこと。

3 ふるさと納税 do 上で表示されている寄附者の配送情報及び配送事業者が持参する配送伝票には、個人情報が記載されているため、取扱いに留意すること。なお、個人情報が漏れいした際には、速やかに本市及び委託事業者へ報告すること。

（その他留意事項）

第12条 返礼品を発送するに当たり、本市の信頼を損ねることがないように、実施に当たっては、本市及び委託事業者と綿密に協議を行い、その指示に従うこと。

2 返礼品を発送する際は、ふるさと納税 do にログインし、不在日や住所変更の予定など、配送に関する内容が備考欄に記載されていないか、確認すること。

3 返礼品の品質等について苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めること。

4 返礼品の安定供給が見込めなくなった等、商品の発送に支障が生じる場合は、速やかに委託事業者に連絡すること。

5 食品を返礼品として取扱う返礼品提供事業者は、食品表示法において遵守すべき事項

が記載された書類の整備や保存を行うとともに、本市からの調査・確認に応じること。

- 6 返礼品が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消す場合がある。この場合において、取消しにより生じた不利益については、全て返礼品提供事業者が負うものとする。特に、食品の産地名の偽装等により、地場産品基準や食品表示法への違反が認められる場合は、本市は返礼品提供事業者及び返礼品の登録を取消しするとともに、寄附者への補償に要する費用及び本市に対する損害賠償を請求することがある。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。